

感染症による出席停止と登校許可

下記の学校感染症にお子様がかかった場合、学校保健安全法の規定により出席停止の取り扱いになります。この期間は、欠席扱いになりませんので、治療に専念していただきますようお願いいたします。学校感染症にかかった疑いがある場合には、必ず医師の診察を受け、登校してもよいという許可が出てから登校するようにしてください。その際、以下の様式に必要な事項を記入していただき、学校に提出してください。(証明書は有料の場合があります)

インフルエンザ報告書.pdf

学校感染症等に係る登校に関する意見書(インフルエンザ以外の学校感染症).pdf

新型コロナウイルスに係る欠席届.pdf

感染症の種類	出席停止の期間の基準	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(第三種の感染症として扱う場合もある)	医師が感染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急の措置を取ることができる感染症です。よって、感染症に生徒等が罹患したとしても、直ちに出席停止の対象になるということではありません。